

秋田県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成30年5月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
ひない調剤薬局	大館市比内町扇田字山崎60番地2	居宅療養管理指導	平成30年3月31日
花輪調剤薬局	鹿角市花輪字小沼95番地1	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成30年3月31日
グループホームもりの郷	北秋田市小又字平里63番地	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成30年3月31日
真昼荘デイサービスセンター 指定通所介護事業所	仙北郡美郷町本堂城回字若林119番地	地域密着型通所介護	平成30年3月31日